

平成21年6月8日

各 位

会 社 名 株式会社 平 賀 代表者名 代表取締役社長 中村 則丈 (JASDAQ・コード7863) 問合せ先 役職・氏名 取締役経営企画室長 柴田 憲一 電話03-3991-4541

(訂正)「定款の(一部)変更に関するお知らせ」の一部訂正についてのお知らせ

平成21年5月15日にお知らせいたしました「定款の(一部)変更に関するお知らせ」に一部 訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は(訂正前)につい ては二重線を付しておりますが、訂正後には変更後のものを記載しております。

記

(訂正前)

2. 定款変更の内容

第5章

監

査

役

(下線____は、変更部分)

監査役及び監査役会

現 行 定 款	変 更 定 款
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は、取締役会及び監査役を置く。	第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、
	<u>次の機関</u> を置く。
	<u>(1)</u> 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	<u>(4)</u> <u>会計監査人</u>

<省略>

第5章

<省略>								
(常任監査役)	(常勤の監査役)							
第 25 条 常任監査役若干名を定める。	第 24条 監査役会は、その決議によって常勤の監							
	査役を選定する。							
(新 設)	(監査役会の招集通知)							
	第25条 監査役会招集通知は、各監査役に対し、							
	会日の3日前までに発する。ただし、緊							
	急のときは、この期間を短縮することが							
	できる。							
	(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の							
	手続きを経ないで監査役会を開催するこ							
	とができる。							
	第 26 条 監査役会の運営その他に関する事項は、							
	 法令または本定款のほか、監査役会にお							
	いて定める監査役会規程による。							

(訂正後)

2. 定款変更の内容

第5章

(下線 は、変更部分)

監査役及び監査役会

	現	行 定	款		変	更	定	款	
	第1章	総	則		第1章	総		則	
(機関の	設置)			(機関の)設置)				
第4条	当会社は、	取締役会	: <u>及び監査役</u> を置く。	第4条	当会社は、	株主約	念会及	び取締役のほか	1、次
					の機関を置	置く。			
				(1)	取締役会				
				(2)	監査役				
				(3)	監査役会				

第5章

<省略>

査

役

<省略>							
(<u>常任</u> 監査役)	(常勤の監査役)						
第 25 条 常任監査役若干名を定める。	第24条 監査役会は、その決議によって常勤の監						
	査役を選定する。						
(新 設)	(監査役会の招集通知)						
	第25条 監査役会招集通知は、各監査役に対し、						
	会日の3日前までに発する。ただし、緊						
	<u>急のときは、この期間を短縮することが</u>						
	<u>できる。</u>						
	(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の						
	手続きを経ないで監査役会を開催するこ						
	<u>とができる。</u>						
	(監査役監査規程)						
	第26条 監査役会の運営その他に関する事項は、						
	法令または本定款のほか、監査役会にお						
	いて定める監査役会規程による。						

【訂正個所の説明】

- 第4条・・・変更定款の「および」を「及び」に変更
 - ・・・変更定款の「(4)会計監査人」を削除
- 第5章・・・現行定款「監査役」、変更定款「監査役及び監査役会」の監査役部分の下線の削除
 - ・・・現行定款「(常任監査役)」、変更定款「常勤の監査役」の監査役部分の下線の削除
- 第24条~第26条・・・本文の下線を追加
- 第26条・・・変更定款の表題「(監査役監査規程)」の追加

以 上